

地域農林経済学会大会個別報告論文投稿要領

1. 投稿資格

投稿者は本学会の正会員に限る。ただし、筆頭著者および責任著者以外の共同執筆者に非会員を含むことはさしつかえない。また、当年度の地域農林経済学会大会における個別報告者で、投稿を前提とした原稿（以下、大会前提出原稿）を提出した者に限る。なお、掲載年まで（掲載年を含む）の会費の入金を掲載の必要条件とする。入金が確認されない場合は投稿原稿を受け付けない。

2. 大会前提出原稿

投稿者は、大会案内等で通知する所定の手続きに従い、所定期日までに、大会前提出原稿を個別報告座長と編集委員会に別々に送付しなければならない。投稿者は、この大会前提出原稿に基づいて個別報告を行うことが求められる。なお、大会前提出原稿は、本学会ウェブサイト上で提供される個別報告論文テンプレートファイルを用いて作成する必要がある。

3. 投稿原稿

投稿原稿は、以下の 4. ～6. の要領に従って作成する。投稿原稿が個別報告論文テンプレートファイルを用いずに作成されている場合、または著しくスタイルが外れている場合は受け付けない。

4. 本文・サマリーの作成方法

(1) 投稿原稿はすべて横書きとし、和文論文については新かなづかいとし、特殊な用語以外は当用漢字を使用する。個別報告論文テンプレートファイルを用いて作成された投稿原稿が、サマリーと図表を含めて 6 頁以内に収まることを確認した上で提出する。7 頁以上の投稿原稿は受け付けない。

(2) 和文論文の場合、和英両方のタイトル・著者名・所属名と 150 単語以内の英文サマリー、4～6 個の和文キーワードを個別報告論文テンプレートファイル内の所定の位置に記載する。英文サマリーが不備である和文論文の投稿原稿は受け付けない。

(3) 英文論文の場合、和英両方のタイトル・著者名・所属名と 400 文字以内の和文サマリー、4～6 個の英文キーワードを個別報告論文テンプレートファイル内の所定の位置に記載する。和文サマリーが不備である英文論文の投稿原稿は受け付けない。

5. 図表の作成方法

図、表は、図 1、表 1 (Fig. 1, Table 1) のように表示し、全体を通して連番を付け、投稿原稿の所要箇所に貼りつける。図はかならず正確、明瞭に描き、その際、図の説明や記号等を付記する。なお、可読性の観点から、図表の過度の縮小は行わない。

6. 注・引用文献等の記載方法

論文構成、句読点および単位、注、文献引用、引用文献一覧の記載方法は、『農林業問題研究』投稿規程細則に従う。

7. 投稿原稿の提出方法

本学会ウェブページに記載された要領に従い、編集委員会宛てに以下の提出物を電子投稿する。所定期日を過ぎた投稿原稿はいかなる理由があっても受け付けない。

■投稿時の提出物一覧

- ①「投稿原稿」の PDF ファイル
- ②「投稿原稿関連論文」の PDF ファイル（二重投稿調査で関連論文を申告する場合）

8. 審査

2名以上の審査員による審査を経て、最終的には常任編集委員会が採否を決定する。

9. 著者校正

著者校正を1回行う。その際、印刷上の誤り以外の字句修正、あるいは原稿になかった字句の挿入および図表の修正は認めない。

10. 掲載号

個別報告論文は、大会翌年の『農林業問題研究』に掲載される。

11. 掲載料

掲載が決定した投稿者は、下記の掲載料を入金するものとする。掲載料は2年ごとに直す。英文サマリーの校閲（編集委員会で一括して業者に委託）については、和文論文の掲載が決定した投稿者から別途一律2,500円を徴収する。

■掲載料一覧

4 頁まで	3 万円
5 頁	4 万円
6 頁	5 万円

12. 著作権の帰属および運用

掲載論文は、地域農林経済学会著作権取扱い要領に基づき、その著作権を本学会に帰属させるものとする。この著作権の譲渡には、紙媒体での複製権や電子媒体での公衆送信権等の著作権を運用する権利も含む。

13. 本要領の改正

本要領の改正は編集委員会で行い、常任理事会の承認を得るものとする。

(平成 22 年 10 月 25 日改正)

(平成 25 年 10 月 18 日改正)

(平成 26 年 3 月 5 日改正)

(平成 26 年 5 月 25 日改正)

(平成 26 年 11 月 3 日改正)